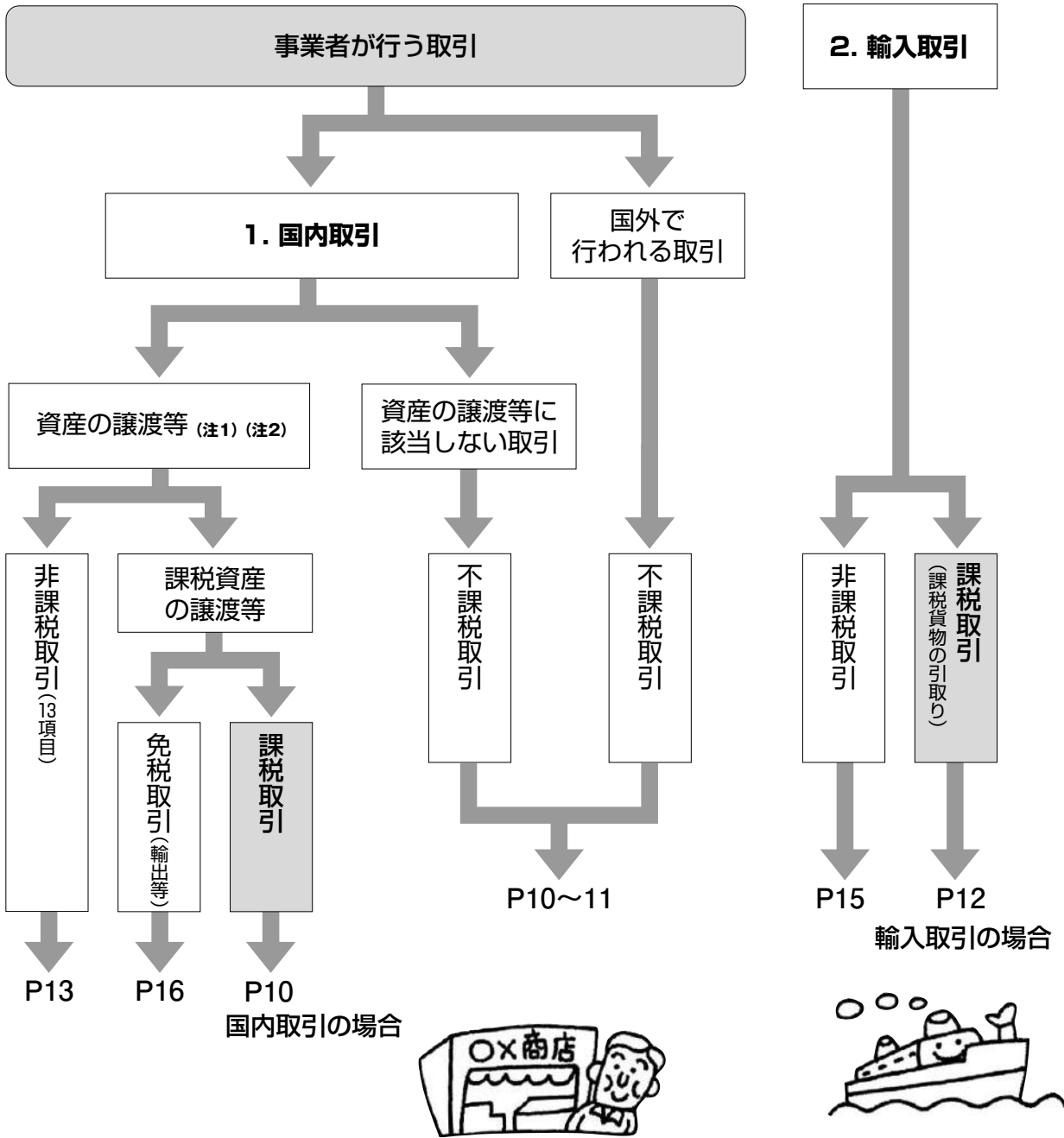


② どのような取引が課税対象？

この章では、「消費税が課税される取引」について説明します。

消費税の課税対象は、「1. 国内取引」と「2. 輸入取引」に限られ、国外で行われる取引は課税対象にはなりません。



注1 資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいいます。
注2 資産の譲渡等のうち特定資産の譲渡等（参照→P50）に該当するものは、特定課税仕入れとして役務の提供を受けた事業者が納税義務が課されます。

- 1 消費税の仕組み
- 2 課税対象
- 3 非課税取引
- 4 輸出免税
- 5 納税義務者
- 6 納税義務の成立時期
- 7 課税標準
- 8 控除税額等の計算方法
- 9 国境を越えた役務の提供
- 10 端数計算
- 11 地方消費税
- 12 手続
- 13 納税地
- 14 届出等
- 15 帳簿の保存
- 16 国等に対する特別
- 17 会計処理
- 18 適格請求書発行事業者
- 19 総額表示

1. 国内取引の場合

課税対象は、次の要件を全て満たす取引となります。

- [1] 国内において行うもの（国内取引）であること。
- [2] 事業者が事業として行うものであること。
- [3] 対価を得て行うものであること。
- [4] 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること。

[1] 国内において行うものとは

消費税は国内取引に対して課税されます。

事業者が国内と国外にわたって取引を行っている場合は、以下の判定基準をもとに、国内取引であるか国外取引であるかを判定します。

① 資産の譲渡又は貸付けの場合

資産の譲渡又は貸付けが行われる時において、その資産の所在する場所が国内であれば国内取引になります。(注3)

したがって、その資産の所在する場所が国外であれば、消費税の課税対象外（いわゆる「不課税取引」）になります。

② 役務の提供の場合

役務の提供が行われた場所が国内であれば、国内取引になります。(注4)

したがって、その役務の提供が行われた場所が国外であれば、消費税の課税対象外（不課税取引）になります。

ポイント

◎国内と国外にわたって取引を行っている場合は、その取引内容に応じて、国内取引であるかどうかの判定が必要です。

[2] 事業者が事業として行うものとは

事業者が事業として行う取引を課税対象としています。

| 事業者 | 事業 |
|--------------------------|---------------------------------------|
| ・ 個人事業者（事業を行う個人） ・ 法人 | 対価を得て行われる資産の譲渡等を反復、継続かつ独立して遂行すること(注5) |

法人が行う取引は全て「事業として」に該当します。

個人事業者の場合は、事業者の立場と消費者の立場とを兼ねていますから、事業者の立場で行う取引が「事業として」に該当し、消費者の立場で行う資産の譲渡（例：家庭で使用しているテレビ等家事用資産の売却）等は「事業として」に該当しません。

ポイント

◎個人事業者は、事業者の立場で行う取引が課税の対象です。

注3

譲渡又は貸付けの対象資産が船舶、航空機、特許権等の場合は、その船舶等の登録をした機関の所在地等が国内であれば国内取引になります。

参照→電気通信利用役務の提供に該当するものについてはP50

注4

運輸、通信その他国内と国外の双方にわたって行われる役務の提供などの場合には、発送地や到着地等の場所が国内であれば国内取引になります。

注5

事業活動に付随して行われる取引（例えば事業用固定資産の譲渡など）も事業に含まれます。

[3] 対価を得て行うものとは

資産の譲渡等に対して反対給付を受けること（＝反対給付として対価を得る取引）をいいます。（注6）

したがって、寄附金、補助金のようなものは一般的には資産の譲渡等の対価に該当せず、原則として課税対象になりません。また、無償の取引（みなし譲渡に該当するものは除く。）や利益の配当、宝くじの当せん金等も同様に課税対象になりません。

ポイント

◎対価を得る取引とは、反対給付を受ける取引のことです。

[4] 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供とは

① 資産の譲渡とは

売買や交換等の契約により、資産の同一性を保持しつつ、他人に移転することをいいます。

「資産」＝ 棚卸資産、機械装置、建物などの**有形資産**
商標権、特許権などの**無形資産**など
取引（譲渡又は貸付け）の対象となるものは
全て含まれます。

② 資産の貸付けとは

賃貸借や消費貸借等の契約により、資産を他の者に貸し付け、使用させる一切の行為をいいます。（注7）

なお、「資産を他の者に使用させる」とは、動産、不動産、無体財産権その他の資産を他の者に使用させること（例：自動車のレンタル、貸倉庫や貸金庫の賃貸）をいいます。

③ 役務の提供（注8）とは

請負契約、運送契約、委任契約、寄託契約などに基づいて労務、便益その他のサービス（例：請負、宿泊、飲食、出演、広告、運送、委任）を提供することをいいます。

また、税理士、公認会計士、作家、スポーツ選手、映画俳優、棋士などによる、その専門的知識、技能に基づく役務の提供もこれに含まれます。

[1] ～ [4] の要件のどれか一つでも満たしていない取引は、消費税の課税対象外（不課税取引）です。

注6

代物弁済、負担付き贈与、交換、現物出資等は、対価を得て行われる資産の譲渡等に含まれます。

参照→みなし譲渡はP28

注7

資産の貸付けには、不動産、無体財産権その他の資産に地上権、利用権、実施権等の権利を設定する行為も含まれます。

注8

国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係については「第9 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係は？」（P50）をご参照ください。

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特別

17 会計処理

18 適格請求書発行事業者

19 総額表示

2. 輸入取引の場合

保税地域(注9)から引き取られる外国貨物(注10)が課税対象です。

また、保税地域において外国貨物が消費され又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時に外国貨物を保税地域から引き取るものとみなして課税されます。



ポイント

◎課税対象＝保税地域から引き取られる外国貨物

注9

「保税地域」とは、輸出入手続を行い、また、外国貨物を蔵置し又は加工、製造、展示等を行うことができる特定の場所をいいます。

注10

「外国貨物」とは、外国から国内に到着した貨物で、輸入が許可される前のもの及び輸出許可を受けた貨物をいいます。



Q&A



Q 私は個人で事業を営んでいます。この度、自宅と店舗を売却しましたが、これらは消費税の課税対象となるのでしょうか？

A 課税対象となる取引は、事業者が事業として行う取引です。

したがって、消費者の立場で行う自宅の売却は課税の対象となりませんが、店舗の売却は事業者が事業として行う取引ですので課税の対象になります。

Q 消費税の課税対象外（不課税取引）とされる取引には、どのようなものがありますか。

A 例えば、次のようなものがあります。

- ① 保険金、共済金など保険事故の発生に伴う収入（対価性がないため）
- ② 寄附金、祝金、見舞金、国や地方公共団体から支給を受ける助成金・給付金（対価性がないため）